

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（2022年度）

住 所 千葉県市川市塩浜2-17-4

事業者名 京成トランジットバス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 藤本 剛弘

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	・今年度の導入(3両)を(5両)に変更したうえで、年度中に導入を完了した。	予定通り3両を導入した。

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
路線バスにおける適切な役務提供	⑤における研修を実施することで、車内バリアフリー設備を用いて適切に役務の提供を行う体制を継続する。	計画の通り実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
人員配置の工夫	・高速バス(市川駅・富浜・行徳駅～羽田空港線)において、富浜発「5:15/7:50」、行徳駅「5:22/7:57」の利用者が多い時間帯に係員を配置し、旅客支援にも対応できる体制を継続する。	計画の通り実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス配車状況の提供	・利用者よりノンステップバスの配車状況の照会があった際は、速やかにご案内すると共に、事前にご連絡のあった際には、ご利用日時に合わせて可能な限りノンステップバスの配車を実施する。	計画の通り実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の技術向上	・乗務員を対象とした、高齢者、障がい者の方の乗降支援に関する研修(座学・実技)を今後も定期的に実施する。	計画の通り実施

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
路線バス利用 方法の提供	路線バス利用方法を動画形式にて作成し、自社ホームページや自治会向けに発信する。(2022年度~2023年度計画)	計画の通り実施

- (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

バスロケーションシステムを更新し、GTFS-RTによる経路検索事業者へのデータ提供できる環境を構築した。当社へのメールやお電話などで頂戴するご意見に対して社内で共有し、実施できる対策については反映させている。

- (3) 報告書の公表方法

自社ホームページにて公表する。

- (4) その他

⑥の実施内容については、<https://www.transitbus.co.jp/web/rosen/howto/>を参照のこと。

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2023年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数		その他の車両数				
					計	スロープ板を備 えたもの		リフトを備え たもの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを備 えたもの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを備 えたもの
前年度車 両数	55	55	40	3	0		12	12			0			
年度内に 供用を開 始した車 両数	5	5	5	0	0		0	0			0			
年度内に 供用を廃 止した車 両数	8	6	3	3	0		2	2			0			
年度末車 両数	52	42	42	0	0	0	10	10	0	0	0	0	0	

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。